

消費者委員会設立準備参与会（第5回）
（議事要旨）

1．日時：平成21年8月20日（木）16：00～18：20

2．場所：中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室

3．出席者：

[消費者委員会設立準備参与]

池田参与、川戸参与、櫻井参与、佐野参与、下谷内参与、住田参与、田島参与、
中村参与、松本参与

[内閣府]

原消費者委員会事務局準備顧問、田中消費者庁・消費者委員会設立準備室長、
齋藤同審議官、野崎設立準備室参事官

説明者：川辺設立準備室参事官、相本設立準備室参事官、甘利設立準備室企画官

4．議事次第

- ・開会
- ・消費者委員会の審議体制について（前回より継続）
- ・情報の収集・処理体制の在り方（危機管理体制を含む）
- ・消費者委員会に関する効率的・効果的な広報・広聴の在り方
- ・地方との連携の在り方
- ・各参与からの意見開陳
- ・自由討議
- ・食品表示に関する法律（事務局説明）
- ・閉会

5．議事の経過

《報告》

（齋藤審議官）

林文字子参与につきましては、先週、本人より一身上の都合で参与を辞任したいとの意向が表明されたので、辞任の手続きをとったところ。

（住田参与）

消費者庁関連三法の関係政令が8月11日に閣議決定され、消費者委員会の9月1日の

発足が決まった。

《消費者委員会の審議体制について》

(齋藤審議官)

(資料 1「消費者委員会の下部組織に関するアンケート」、資料 2「審議体制に関する論点」、資料 3「部会と部会以外の下部組織の比較について」にもとづき説明)

(住田参与)

これまでの審議の経過をある程度まとめて論点を作成した。きょう決めることができるものは決め、甲・乙の論があれば併記して消費者委員会に引き継ぎたい。

(川戸参与)

アンケートの Q 4 だが、「審議事項を 7 つにグルーピングすることには異論がなかった」としているが、前回、異論が噴出した。従って、このアンケートの書き方には反対だとして、回答を寄せたが記載がない。私の意見はこのアンケートに反映されているかどうか。また「異論が噴出した」という指摘があったと、きちんと議事録に明記しておいていただきたい。

消費者委員会令が閣議決定されたが、この規定に縛られることはないか。なぜ、急いで政令を閣議決定したのか。

(齋藤審議官)

申し訳ない。確かに私はその意見は読ませてもらった。意見はアンケートに反映されている。

消費者委員会令では、「部会を設置できる」としているだけで、「部会を置かなければならない」と規定しているわけではない。必要があれば置くことができるという規定である。

(松本参与)

資料 3 にある部会以外の下部組織の「位置づけ」だが、「法律に定めのない組織」としている。ここでいう「法令」とは何を指すのか。

これが消費者委員会令を指すのだとすると、消費者委員会令で、専門調査会を位置づけると専門調査会は「法律に定めのある組織」になる。平成 11 年の閣議決定で「分科会、部会の結論をもって審議会等の意思決定とすることができるものとする」となっているが、消費者委員会令ではない、より上位の法令で決まったルールがあって、「部会」以外の名前の下部組織を設置することを政令で定めることはできないのか、どうか。

新開発食品の審議は専門性が高いから・・・ということではなく、表示の許認可権限を

もったところに特殊性がある。許認可行政に関わる法令に下部組織に決定をゆだねていいという規定があるのか、どうか。

(田中室長)

調べる。

(櫻井参与)

健康増進法は、許可権限は内閣総理大臣にあり、設置法 2 条により、消費者委員会に諮問することになっている。法律で消費者委員会の意見を聞くべしとする JAS 法とは仕切りが違う。なので、健康増進法関係については事後報告もありうるとは考える。許認可本体を下部組織に委任することはめずらしくない。第三者機関に関しては、別の議論をする余地はあろう。

(松本参与)

消費者委員会令の「部会」を「専門調査会」と置き換え、4 条の規定で「部会を置くことができる」とすることはできるのか。第 1 条に、「専門調査会を置くことができる」とすればいいのを、なぜ「部会を置くことができる」にしたのか。

(櫻井参与)

政令は内閣が決定しており、参与会の意見を聞くというルールになっていない以上、政令についてここで議論するのは今となってはあまり意味がない。委員会令 4 条により、委員長が消費者委員会規則等下位規範を定めることはできる。理論的には、それが、単なる内規であれば「法令以外の行政組織」になるし、執行命令だということになれば「法令による行政組織」になる。ただ、実務上はその区別をしていないので、どちらにしても、実務上はきちんとしたそれなりの組織だと考えられる。

(松本参与)

今回は、通常の審議会方式をとったということか。

(住田参与)

タイム・スケジュールもあって一般の部会形式を引用したのだろう。今回、専門調査会方式が浮上したので、これをできるだけオーソライズすることはありうる。消費者委員会でやればいい。

(川戸参与)

なぜ、急いで消費者委員会令を閣議決定したのか。

(住田参与)

ご意見としてお聞きしておきたい。今回、関与はしていないので。

(川戸参与)

事務局は関与しておられた。

(住田参与)

今後の検討課題として残すことはあり得る。できるだけオーソライズする形で専門調査会方式を採用することが望ましい。

論点について、ご意見をお願いしたい。

(佐野参与)

論点1は賛成。論点2は認めないほうがいい。消費者委員会の委員が専門調査会の座長を兼ねるようだと、審議の結果をそのまま認証することになり、消費者委員会の形骸化につながる。これまでの審議会のデメリットを引き継ぐべきではない。論点3の専門調査会には、地方消費者行政についての調査会も置いてほしい。論点4は賛成。論点5は、委員全員で対処するとして、電話やメールを利用するとよい。論点6の書きぶりは、監視をするとなると視野が狭い。監視機能を発揮するためには、消費者庁、各省庁のヒヤリングの範囲だけでは狭い。「常勤的委員と事務局からなる点検グループ」とあるが、常勤的委員が何人いるのかわからない。そこをまず明確にしていきたい。広報・広聴の在り方にも関わる。

(住田参与)

意見として聞いておきたい。

(川戸参与)

ここは、広報・広聴の在り方にも関わるので、ここで議論してもしょうがない。

論点1は賛成。論点2はオブザーバー参加に限る。論点3は地方消費者行政の専門調査会も入れる。論点5は、持ち回り閣議もあることだから、全員でやることでいい。論点6は、いま、ここで議論する必要はない。

(齋藤審議官)

地方消費者行政の在り方の検討は、論点4のなかに入っている。まず、消費者委員会で議論をし、専門調査会の設置を決めていくことになる。

(佐野参与)

6つの柱が出ているわけで、地方消費者行政についても入れておいていただきたい。

(住田参与)

総合企画のなかには、広報・広聴もあるし、いま、いろいろ出しておいていただきたい。

(下谷内参与)

論点1は賛成。論点2はオブザーバー参加とする。専門調査会での審議がそのまま総会にあがってくる危険性がある。論点3と論点4は関連するが、当初より地方消費者行政の話はしてきた。地方消費者行政だけは、先行的に早急に専門調査会を設置してほしい。論点5は、案(1)でできるのではないか。論点6は、常勤的委員の意味がわからない。定常的な監視体制は、早急に検討できるようにしていただきたい。

(中村参与)

Q1の で記述で回答したのは私。現在ある国生審をそのまま持ってくるのには疑問なので、この書きぶりとした。人数だけでもすごい人数なので、それを消費者委員会にぶらさげるのはよくない。

恒常的な総合企画部会ではなく、違法収益剥奪法制の検討などPTでやっていく必要がある。なので、論点2とも関連するが、場合によっては専門調査会の座長を担当することもありうるかもしれない。専門調査会として、一体どういうものが出てくるのか、それによって対応が違っていいのではないか。もう少し、各種の審議会の実情を知ってから決めてもいいのではないか。

(櫻井参与)

論点1は、みなし議決のところを留保しておけば、呼称は部会でも専門調査会でもよく、意味のある議論ではない。

論点2については違う考え方を持っている。整備法関連の諮問関係の事務が重要と考えており、消費者庁に事務が一元化されたといっても、現時点では物理的にバンドルしすぎないのであって、それらを融合する、魂を入れることがポイントである。小委員会などのできるだけ早い段階から委員が参加することにより、消費者目線を入れていくことが求められており、座長ないし座長代理という形で異なる立場の意見に耳を傾けながら責任をもって意見を集約し、親委員会にきちんと提言することが建設的である。個人的には、オブザーバーだと後回しになりそうなので、参加するなら正規の構成員として参加したいと考えている。そうした選択の余地をなくしてしまうのは問題である。

論点5は、常勤的委員を活用する方式があり得る。緊急時にさしあたって検討してい

ただいて、事後承認も可でいいのではないか。

論点 6 は、セレモニーとしてヒヤリングするなら大々的にやったほうが効果的。つめた議論をするなら、論点 6 のコンセプトもありうる。問題を発見したら、随時、親委員会にあげていく。

(池田参与)

論点 1 は賛成。論点 2 は委員にはならないほうがいい。論点 3 は、地方の消費者行政、被害者救済など、本委員会で早急に審議してほしい。論点 5 は、全員がなんらかの形で参画するとする。論点 6 は、常勤的委員の仕組みがよくわからないが、社内取締役と社外取締役で任命されるのか？ こういうものを前提にした議論はしにくい。

(松本参与)

7 人のうち 4 人が常勤委員である食品安全委員会はどうやっているのか。本当の常勤委員がいない消費者委員会で、委員会中心でやっていくとなると、委員は相当大変。そのうえで、専門調査会の座長などをやるとなると、どちらかが不十分、あるいは両方が不十分になる。もうひとつ、委員が座長として入って決めたことを消費者委員会でひっくり返すことになるのははばかれる。ただし、余人をもってかえがたい場合は、例外的に認めてもいいかもしれない。

審議事項のかたまりは、総合企画以外は、法律(個別作用法)にもとづいているもの。その意味では、総合企画関連が、国生審の移行形態とも言える。国生審は、法律にもとづく個人情報保護法などルーティン作業もあるが、新たな法律づくりもしてきた。地方消費者行政の活性化のための審議なども法律にもとづかない固有のものだ。たとえば、特定商取引法の場合、法改正などの政策課題は産業構造審議会消費経済部会で審議し、政省令の改正などの審議は、消費経済審議会でやってきた。消費者委員会の下部組織は、これらの両方をやるというイメージなのか、それとも政策課題は切り離して、総合企画ないし消費者委員会本体でやるのか。新開発食品についても、特保制度の見直しなどの政策課題の審議は厚生労働省の研究会で行い、表示の許可のための調査審議は薬事・食品衛生審議会の下部組織である調査会でやってきた。

消費者委員会の緊急時というのがイメージできない。法令で求められているようなものがあるとは考えられない。定例会で間に合わないなら、臨時委員会を招集すればよい。法令にもとづかない緊急の意見表明があるかないかぐらいだろう。召集して定足数に満たない場合は、集まった人の責任、あるいは、委員長の責任で表明すればよい。

緊急時の対応はいらぬと思う。

(田島参与)

論点 2 についてのみ発言する。専門性の非常に高い新開発食品の許認可のような場合

は、委員が座長に出ていないと専門調査会の議論が活かされないのではないかと。審議の結果が親委員会に出されたとき、ちぐはぐなのではないか。円滑に審議を進めるためには、ある分野については、座長、座長代理もありうるとしていただいたほうがいい。

(中村参与)

緊急時対応だが、やはり消費生活安全法 18 条のすきま事案の対応が気になる。6 ヶ月の譲渡禁止を決めるときに、消費者委員会にあらかじめ意見を聞くとなっている。国民がばたばた死んでいるときに、すぐ決めようという場があると理解している。

(住田代表)

飛行機に乗っていたり、海外に出かけていたりで連絡がつかないのは困るということもあるか。

(松本参与)

ばたばた死んでいるようなケースは考えられない。いろいろ問題があるが、各省庁とも動いていないようなことで、ルーティンの委員会で間に合う話ではないか。

(池田参与)

ばたばた人が死んでいるようなケースは政府の仕事。そのような場面に、消費者委員会が関与することは考えられない。

(齋藤審議官)

この文章を書いた経緯は、中村参与の発言のとおり。少なくとも、こういう事態に対する構えは必要の発想。ほとんど使わないとしても伝家の宝刀を持つ。

(住田代表)

必要ないならそれに越したことはないが、危機管理として備えは必要ではないか。

(松本参与)

万一があるとすれば、部会を決めていても委員が集まらない可能性がある。その場合は、定足数の枠を外すという別の決め方を考えてもいい。

(川戸参与)

さきほど持ち回り閣議といったのは、すべての委員に連絡はとれるということだ。メールでも電話でも。

(松本参与)

電磁的方法も OK とし、全員に連絡をとって賛否をとるなら案 1 になるが・・・。

(下谷内参与)

案 1 は「調査審議」になっており、案 2 は「議決する」になっているが、違うのか。

(齋藤審議官)

言葉足らずで申し訳ない。両方とも「議決をもつ」ということだ。

(下谷内参与)

緊急事態の対応は、まずは消費者庁だ。消費者委員会でただ 1 人で判断しろとなった場合は難しい。案 1 を推す。

(川戸参与)

緊急というと、それぞれイメージが違うので、「臨時」としておけばいいのではないか。文言を変えれば OK の話にならないのか。

(住田参与)

それぞれの論点を確認していきたい。論点 1 は異論なしでいいか。論点 2 は、余人をもってかえがたい場合は、消費者委員から座長が立つことを認めていいか、それも反対されるのか。

(佐野参与)

反対だ。この世の中に、消費者委員 10 人でなければならないものということはない。
(オブザーバー参加して) 意見も発言できるし、最終議決は消費者委員会にある。

(川戸参与)

佐野参与の意見に賛成。

(住田参与)

アンケートでご回答いただいた 5 : 3 : 1 のままか。

(齋藤審議官)

両論があるままだと、専門調査会の設置規定を置くことができない。座長は、「専門委員がなるものとする」か、それは原則として、例外を認めるかどうか。

(住田参与)

消費者委員会は多数の審議会を下部にもち、消費者の視点で審議していくことになる。組織としての一体性も出てくる。(専門調査会)座長に消費者委員会の委員がなれない、あえて排除するとなると強い規定になる。ふさわしくないとして、そこまで排除するのか。

今後、審議会に消費者の目線で多くのNPOや新機軸の委員を導入しようというときに、親委員会の委員が座長になれないのはいかがか。

(松本参与)

食品安全委員会では、専門調査会の座長に専門委員を置く規定になっている。食品安全委員会と分業体制になっている。たっぷり時間がある常勤委員がいるのに、なぜ座長をやらないのか、調べてほしい。

(住田参与)

次回、確認する。

(櫻井参与)

食品安全委員会は非常に専門的要素が強く、大雑把に言えば、専門性といっても、食品安全委員会の扱う問題と消費者委員会の扱う問題とでは、ハイテクとローテクのような違いがあると理解している。消費者問題は従前の行政に対して素人っぽい視点を提供すること自体が大事。作業の性質からすると、下から検討を持ち上げていく部会でもいいのではないかと。一部のご意見はやりたいことに集中したいから、下部組織のことはやらないということかと思うが、やらないと書くと、その仕事はしないと見えるので責任を放棄しているように見えないか。法律にもとづいて粛々とやるところもある。さしあたって、専門調査会方式でスタートし、一巡したところで再度検討してみてもどうか。

(佐野参与)

(専門調査会の)座長にならないからといって、責任放棄したわけではない。素人っぽいというのも失礼な話で、専門家より専門の者もいる。

(住田参与)

地方消費者行政については、本委員会で早急に議論することでよいか。

《情報の収集・処理、広報・広聴の在り方、地方との連携の在り方》

(川辺参事官)

(資料4「消費者庁の情報収集体制と消費者委員会の関係」にもとづき説明)

(原事務局長)

(資料5「消費者委員会における情報収集について」、資料6「消費者委員会に関する広報・広聴について」にもとづき説明)

(中村参与)

消費者庁では一元的に情報収集できる仕組みになっているのか。事故情報データベースはどうなるのか。

(川辺参事官)

事故情報データベースについては、11月から仮運用の予定だ。どの程度、みなさんのご意見を反映できるかはこれからだ。

(甘利企画官)

(資料7「地方支援に関する検討項目について」にもとづき説明)

(住田参与)

ご意見をペーパーとして出しておられる佐野参与、中村参与からお願いしたい。

(佐野参与)

(資料8(提出資料)にもとづき説明)

(中村参与)

(資料8(提出資料)にもとづき説明)

(住田参与)

相談員の実態はワーキングプアそのものだ。正規、非正規での男女比はどうなっているのか。ジェンダー統計としても見てもらいたい。

《食品表示に関する制度》

(相本参事官)

(資料9「食品表示に関する制度について」にもとづき説明)

(松本参与)

整備法を見ても、JAS法や食品衛生法は表示を定める際に消費者の意見を聞けとなっているが、健康増進法には個別の表示の許可について消費者の意見を聞けとはなっていない

ないが・・・？

(相本参事官)

JAS 法、食品衛生法は法律にもとづくが、健康増進法は告示にもとづいている。今後は、省令の中で意見を聞く規定を置くことにしている。

(住田代表)

それでは時間も超過しているので、これで終わりとする。

- * 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任でとりまとめたものです。
- * 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正がありえます。

以上